

令和元年 9 月吉日

ご利用者様各位

株式会社アドバンスコーポレーション
代表取締役 植田 欣也

(新) 特定処遇改善加算の算定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、ご利用者様から福祉・介護職員処遇改善加算を算定させていただいておりますが、令和元年 10 月 1 日より従来の処遇改善加算に加えまして、国の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）等により創設されました、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定させていただきますことをお知らせ致します。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

全産業を対象としている賃金調査において、福祉・介護職員の賃金が全産業の平均と比較し、低いという調査結果が出ています。これまでも福祉・介護職員の職場定着のための取り組みとして、福祉・介護職員処遇改善加算等の取り組みが行われていました。さらに定着率の向上を目指し、特に現場でリーダー的な役割を担う福祉・介護職員の賃金を全産業の平均年収へ引き上げるための取り組みとして、福祉・介護職員特定処遇改善加算が設けられることとなりました。

長く勤めること、キャリアアップすることで、福祉・介護職員の職場定着を図り、ご利用者様にとりましても、安定したサービスの供給につながられるように創設された制度です。

ご理解の程宜しくお願い致します。

福祉・介護職員処遇改善加算/福祉・介護職員特定処遇改善加算自己負担金の計算式

所定単位数×加算率（8.1%/0.7%）×川口市地域単価（10.36 円/6 級地） ×自己負担（1 割）※上限金額を超えてのご請求はございません	改訂前	改定後
福祉・介護職員処遇改善加算 I	8.1%	8.1%
福祉・介護職員特定処遇改善加算 I		0.7%